

東邦看護学会研究助成等に関する規定

(趣旨)

第1条 この規定は、本学会において優れた業績があったと認められる者の表彰に関し、必要な事項を定める。

(種類)

第2条 研究助成内容には次の2つを設ける。

- 1) 学術集会賞
- 2) 研究奨励金

(対象)

第3条 審査対象は次のとおりとする。

- 1) 学術集会賞
年1回開催される学術集会において、優れた研究で発展的な発表したものもしくは優れた実践を紹介し話題提供をしたものとする。
- 2) 研究奨励金
臨床と研究・教育機関との協働による研究の推進のために研究費用の一部を助成し、研究成果により東邦関連医療の発展と看護の質向上に寄与することを目的とする。

(資格)

第4条 各賞は次の各号に該当するものに授与する

- 1) 学術集会賞
本学会の会員であること
- 2) 研究奨励金
共同研究者も含め、本学会の会員であること

(受賞者数と受賞内容)

第5条 各賞の受賞額と受賞者数は、次のとおりとする。

- 1) 学術集会賞
4名に対し、賞状と金一封を与える。
- 2) 研究奨励金
研究1題につき30万円を限度とし、各年度2題までとする。助成期間は、1年間とする。

(選考と決定)

第6条 各賞に対する決定は次のとおりとする。

- 1) 学術集会賞
(1) 学術集会大会長および評議員から選出された選考委員5名によって審査選考し、受賞者を決定する。
- 2) 研究奨励金
(1) 申請された研究課題の中から、理事会にて審査選考され決定される。

(義務)

第7条 研究奨励金を受けた者は、対象研究課題の1年間の業績結果を次年度東邦看護学会学術集会において口頭発表し、さらに3年以内に本学会誌に論文等で掲載義務を負うものとする。

第8条 研究奨励金を授与するものの募集規定は、研究活動支援委員会において別に定め、会員に公告する。

(規定の改正)

第9条 本規定の改定は、評議委員会の議を経て行う。

附則

(施行期日)

この規定は平成21年6月1日から施行する。

この規定の改正は、平成22年9月10日から施行する。